

令和元年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月13日 (採決)

令和元年 第4回 定例会 会議録

日時 令和元年12月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	久芳良行
収納課長	松岡秀策	住民課長補佐	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	栗原俊孝	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月9日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第84号「篠栗町森林環境譲与税基金条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第84号「篠栗町森林環境譲与税基金条例の制定について」

本議案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき交付される森林環境譲与税について、森林の整備に関する諸施策に要する費用に充てるための基金として積み立てるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、国から交付される森林環境譲与税について、森林の整備に関する諸施策に確実に充当するため、基金として積み立てるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第84号は、委員長報告のとおり、可決されました。

日程第2、議案第85号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第85号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、令和元年度の人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講じる必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の内容は、①一般職給与表について、給料月額（若年層）を平均0.1%引き上げるもの。②一般職勤勉手当について、0.05月引き上げ、年間賞与4.45月から4.50月に改定するもの。③特別職期末手当について、0.05月引き上げ、年間賞与3.40月から3.45月に改定するもの。④議員期末手当について、0.05月引き上げ、年間3.30月から3.35に改定するもの。

以上、4点については、平成31年4月1日に遡って適用されます。

⑤住居手当支給額を民間における住宅手当等の支給状況等を踏まえ、家賃額の下限を引き上げるとともに、手当額の上限も引き上げるもの。

これについては、令和2年4月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 85 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 86 号「篠栗町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 86 号「篠栗町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、歳計現金の一時的な不足に対応するための繰替運用について規定するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、本基金条例に繰替運用の規定がないため、他の基金条例との整合性を図るため、繰替運用について規定するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

委員会の中で、繰替運用の規定については、基金設置条例の趣旨からすると安易に設定するものではなく、その条項を除いたほうが良いという理由で反対の討論がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第87号「篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員会（栗須 信治） 報告いたします。

議案第87号「篠栗町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地域福祉、高齢者、障がい児者施策を総合的に取り組み、地域共生社会の実現に向けた計画を一体的に策定するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、令和2年度中に計画期間が満了する篠栗町地域福祉計画、篠栗町高齢者保健福祉計画、篠栗町障がい者計画、篠栗町障がい福祉計画及び篠栗町障がい児福祉計画を一体的に策定するため、篠栗町地域福祉計画策定委員会条例を篠栗町福祉総合計画策定審議会条例に改め、個別の計画について審議会で審議が可能となるよう、必要な改正を行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 87 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 88 号「篠栗町国民健康保険・篠栗町老人保健保険給付費支払準備基金条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 88 号「篠栗町国民健康保険・篠栗町老人保健保険給付費支払準備基金条例を廃止する条例の制定について」

本議案は、平成 30 年度に国民健康保険が県単位化されたことに伴い、本町の国民健康保険事業の財政運営が安定化してきたことで、基金の設置目的が果たされたため、本条例を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

廃止の理由は、国民健康保険の保険給付費支払に係る事業の円滑な運用を目的に設置された基金について、既に目的が果たされた状態であると言えるため、基金の廃止を行うものです。

なお、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 88 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第90号「指定管理者の指定について」を議題といたします。
本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第90号「指定管理者の指定について」

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターの指定管理期間が、令和2年3月31日で終了することから、新たに5年間、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められたものです。

指定管理者の選定にあたっては、篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、指定管理者選定委員会が設置され、同委員会にて選定されました。

指定管理の内容は、公の施設の名称及び位置 篠栗町総合保健福祉センター 篠栗町中央一丁目9番2号。指定管理者となる団体の名称及び所在 大成有楽不動産株式会社 代表取締役社長 浜中裕之 東京都中央区京橋三丁目13番1号。指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第91号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第91号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」

本議案は、篠栗北地区産業団地の開発に伴い、地元関係者との協議により、実施する工事の受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金条例第4条第1項第4号を適用し、負担金を免除することについて、議会の同意を求められたものであります。

内容は、和田地区井堰改良工事に伴い、和田区水利組合が負担する受益者負担金35万1,450円について免除を行うものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決し、同意することに決定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、同意です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第91号は、委員長報告のとおり同意されました。

日程第8、議案第92号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第92号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」

本議案は、篠栗北地区産業団地の開発に伴い、地元関係者との協議により実施する工事の受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第4号及び第6号を適用し、負担金を免除することについて、議会の同意を求められた

ものであります。

内容は、津波黒クロトリ地区水路改修工事及び津波黒クロトリ地区水路浚渫工事で同条例第4条第1項第4号の適用、また、沖田井堰浚渫工事の同条例第4条第1項第6号の適用により、津波黒区水利組合及び和田区水利組合が負担する受益者負担金、合計64万4,460円について免除を行うものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決し、同意することに決定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、同意です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第92号は、委員長報告のとおり同意することに決定いたしました。

日程第9、議案第93号「令和元年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第93号「令和年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億633万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,591万円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第94号「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第94号「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ46万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,227万円とするものです。

予算の内容は、人事院勧告に伴う人件費の増額補正のほか、県補助金等の額の確定による返還金の増額補正、財源更正等、また前年度繰上充用金の額の確定による減額補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第95号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第95号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,257万3,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第96号「令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第96号「令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、収益的支出17万6,000円を増額し、収益的支出の予定額を8億7,384万7,000円とするものであります。

なお、収益的支出額に対し2,325万8,000円の黒字予算とするものであります。

全員出席の予算特別委員会において審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第97号「令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第97号「令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」

本議案は、令和元年度篠栗町水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、収益的支出8,000円を減額し、収益的支出の予定額を5億2,307万7,000円とするものであります。

なお、収益的支出額に対し223万4,000円の黒字予算とするものであります。

また、既決の予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額から、資本的支出29万5,000円を追加し、資本的支出の予定額を1億9,956万2,000円とするものであります。

なお、資本的支出額に対し不足する額1億1,946万1,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

タブレットに掲載のとおり、会議規則第14条第3項の規定により、文教厚生委

員長から意見書案第1号「看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」、意見書案第2号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」、意見書案第3号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善をとめる求める意見書」の3議案が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3と議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び第2号、第3号を日程に追加し、追加日程第1、第2、第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第1号「看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を文教厚生委員長に求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長(栗須 信治) 意見書案第1号 提案理由、「看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」

本定例会において、「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出に関する請願書」が提出され、全員賛成にて委員会において採択しました。

上記の意見書を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

本意見書の主な趣旨は、タブレットに記載のとおりです。

以上のことにより、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出されるよう要請します。

令和元年12月13日。

以上、終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいま提案理由の説明を受けました。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

意見書案第1号について、本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、意見書案第1号を原案のとおり可決されました。

なお、意見書案が可決されましたので、請願第1号もみなし採択といたします。

追加日程第2、意見書案第2号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を文教厚生委員長に求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 意見書案第2号 提案理由、「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」

本定例会において、「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出に関する請願書」が提出され、全員賛成にて委員会において採択しました。

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

本意見書の主な趣旨は、タブレットに記載のとおりです。

以上のことにより、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出されるよう要請します。

令和元年12月13日。

○議長（阿部 寛治） ただいま提案理由の説明を受けました。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

意見書案第2号について、本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書案が可決されましたので、請願第2号もみなし採択といたします。

追加日程第3、意見書案第3号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を文教厚生委員長に求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 意見書案第3号 提案理由、「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」

本定例会において、「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出に関する請願書」が提出され、全員賛成にて委員会において採択しました。

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

本意見書の主な趣旨は、タブレットに記載のとおりです。

以上のことにより、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出されるよう要請します。

令和元年12月13日。

○議長（阿部 寛治） ただいま提案理由の説明を受けました。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

意見書案第3号について、本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書案が可決されましたので、請願第3号もみなし採択といたします。

日程第14、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、各常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで町長何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和元年第4回定例会の閉会にあたりご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

「篠栗町森林環境譲与税基金条例の制定について」はじめ条例の制定5件、「財産の取得について」1件、「指定管理者の指定について」1件、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」2件、「令和元年度補正予算」5件の、上程いたしました14議案について可決・承認いただきましたことに感謝申し上げます。

特に、議案第89号「財産の取得について」につきましては、災害時対応のためのトイレトレーラー導入のための議案でございました。本議案は、事業費の一部を緊急防災・減災事業債を活用して取り組むもので、導入まで4か月弱かかることから、今年度内に納車が間に合うよう開会日に審議をお願いし可決いただきました。議会の柔軟なご対応に感謝申し上げます。

また、議案第90号「指定管理者の指定について」は、篠栗町総合福祉センター「オアシス篠栗」にかかる指定について議会の議決をいただいたものでございますが、施設が20年近く経過することから、今後の運営等につきましては、この5年間で慎重に考えていかなければならない時期に来ているのではないかと感じております。今後も、議会と十分協議してまいりたいと考えますので、何とぞよろしくお

願いたします。

さて、現在「第二期 篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けて、外部有識者も交えた審議会において議論をしておりますが、年明けには審議を終了し、本編を作成したうえでパブリックコメントを経て、令和2年議会第1回定例会にてご報告し、同年4月からスタートする運びとなります。今回の目玉としての取り組みは、「まちに人を呼び込む」ための取り組みで、現在、進出予定法人と詳細を協議中でございますが、採石場跡地を利用した専門学校、将来専門職大学を視野に入れての新設でございます。これは民間事業として行われるもので、篠栗町は相応のインフラ整備を行い、4年後の開設に向けてスタートしようというものでございます。詳細が固まりましたら、また議会にご報告いたします。

いよいよ私にとりまして、任期最後の年がスタートいたしました。

「まちづくり」は、町民の皆様が安心・安全に暮らすことのできるよう継続して取り組む必要があることは言うまでもございません。私は、これからの11か月余りのなかで、しっかりと将来への道筋をつけて任期を全うしようと考えております。「地方創生」と「対話のまちづくり」という4年前に掲げた思いを少しでも前に進めることができますよう、「持続可能なまちづくり」に精一杯努力してまいる所存でございますので、何とぞよろしく願いたします。

最後に、来年も町職員一丸となって諸課題の解決と「第二期 篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の力強い発進を目指して努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては、引続きご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところ2週間余りでございます。どうぞ来年も皆様にとって良い年となりますよう祈念申し上げ、篠栗町議会令和元年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間のご審議どうもありがとうございました。

そして、今年一年どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和元年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時48分